TNR助成始めました！

TNR活動とは？

捕獲（Trap） → 不妊去勢手術（Neuter） → 元の場所に戻す（Return）

上記の3ステップを飼い主のいない猫に施すことで、
将来的に野良猫の数を減らすことができる活動です。

岩国市では、一定の条件を満たすTNR活動団体に対して、飼い主のいない猫の不妊・去勢手術費の助成を行います。

助成上限額

メス　20,000円
オス　10,000円

申請期間

各年4月1日から
年度の末日まで
※予算額に達し次第締め切ります。

お問い合わせ　岩国市環境政策課　0827-29-5100

目次

１　助成の流れ　・・・・・・・・・　２

２　手続き

①　団体登録　・・・・・・・・・　３

②　猫の保護　・・・・・・・・・　４

③　手術　④　元の場所に戻す　・・・・・・・・・　４

⑤　交付申請・請求　⑥　助成金交付　・・・　５

３　記入例

Ⅰ　記入例（様式第１号）団体登録申請書　・・・　６

・添付書類例　～　活動予定地域の地図　・・・　８

・添付書類例　～　助成を受けようとする猫の一覧
及び当該猫の写真　・・・　９

Ⅱ　記入例（様式第４号）団体登録変更申請書　・・　10

Ⅲ　記入例（様式第６号）交付申請書兼請求書　・・　11

４　要綱　・・・・・・・・・　13

５　お問い合わせ先　・・・・・・・・・　17

1 助成の流れ

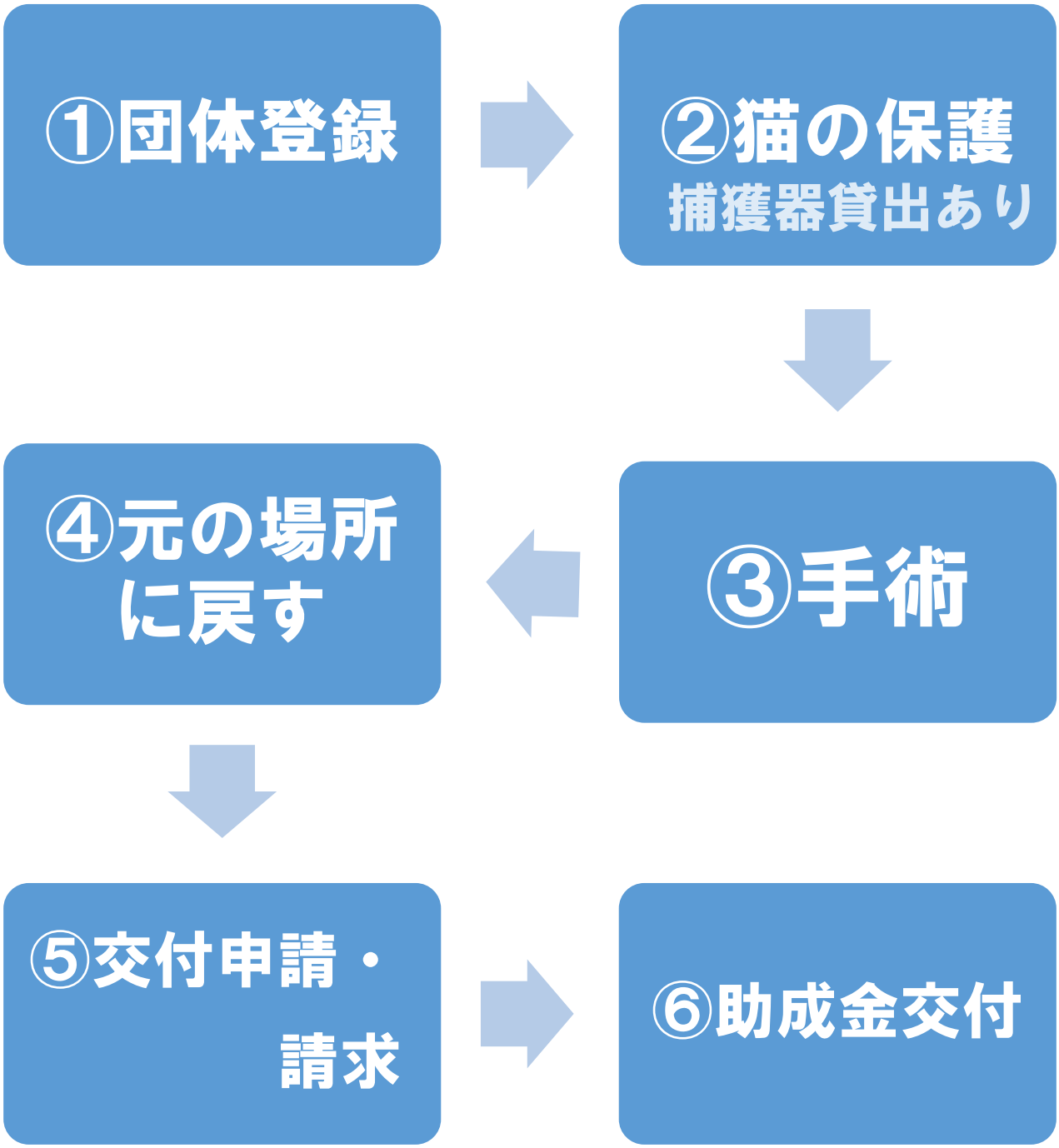

2　手続き

①団体登録

【提出書類】

⑴　団体登録申請書（様式第１号）
⑵　活動予定地域の地図
⑶　助成を受けようとする猫の一覧及び写真
⑷　誓約書（様式第２号）

ここがポイント

・団体は２名以上で代表者は岩国市に住所を有していること。
・団体の代表者はほかの団体の構成員にはなれますが、代表者を兼ねることはできません。

☆活動地域での活動を完了し、他の地域で活動をする場合は、団体登録の変更（様式第４号）を行ってください。
☆助成を受けようとする猫が増えた場合も団体登録の変更（様式第４号）が必要です。
（猫が減った場合は必要ありません。）

②猫の保護

ここがポイント

・保護をする前に周辺住民の方に必ず周知をしてください。
・捕獲器等を設置する際には、その土地所有者等の承諾を得て設置してください。

☆市では猫を保護するための捕獲器の貸し出しを行っています。（１団体につき３基まで）

③手術　④元の場所に戻す

・団体登録をした後に岩国市の動物病院で手術を実施してください。

☆Ｖ字カット（メスは左耳、オスは右耳）は必ず行ってください。

☆手術後、適正な時期に元の場所に戻してください。

⑤交付申請・請求

【提出書類】

⑴　助成金交付申請書兼請求書（様式第６号）
⑵　手術に要する経費の支出を証する書類の写し（領収書等）
⑶　手術を実施した猫の一覧及び写真
⑷　相手方登録申出書（該当者のみ）

ここがポイント

・手術に要する経費の支出を証する書類（領収書等）について、団体名の記載が必要です。
・複数匹を手術した場合で、領収証が１枚になっているときは１匹ごとの手術費を記載してください。
・猫の写真は１匹ごとにＶ字カットが確認できるものを提出して下さい。

☆交付申請は各年度毎につき1回です。活動地域での活動が完了した後に交付申請をして下さい。
⇒団体登録を変更した場合は再度交付申請が可能です。

⑥助成金交付

・交付申請書類を確認後、助成金の支払い

3　記入例

Ⅰ　記入例（様式第１号）団体登録申請書

様式第１号（第５条関係）

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（宛先）
岩国市長　様

団　体　名　岩国ＴＮＲ活動団体
代表者住所　岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
氏　　名　岩国　太郎
電 話 番 号　0827-29-5100

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録申請書

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金の交付を受けることができる団体として、次のとおり登録を申請します。
また、代表者の市税の納付状況について市職員が調査することについて承諾します。

１　団体等について

団体名	岩国ＴＮＲ活動団体				
構成員 人　数 （　〇　人）	No.	氏名（ふりがな）	住所	生年月日	備考
	1	岩国（いわくに）　太郎（たろう）	岩国市今津町１-14-51	H2.1.1	代表者
	2	錦帯（きんたい）　花子（はなこ）	岩国市岩国〇-〇-〇	S63.1.1	
	3				
	4				
	5				
	6				
	7				
	8				
	9				
	10				

※　構成員が 10 人を超える場合は、別紙に記載の上、添付してください。（様式自由）

（裏面に続く）

2　事業実施計画について

活動予定地域 （実施予定匹数）	今津町　４匹 ※ 例　今津町　10匹
周辺住民への周知方法 （配布資料がある場合は添付してください。）	訪問及びチラシの配布、回覧
活動予定地域の状況 （活動を必要とする理由等を記入してください。）	飼い主のいない猫が繁殖を繰り返し、周辺住民の生活環境を悪化させているため。

3　添付書類

⑴　活動予定地域の地図

⑵　助成を受けようとする猫の一覧（任意の様式で番号が振られているもの）及び当該猫の写真（１匹につき１枚）

⑶　誓約書（様式第２号）

添付書類例　～　活動予定地域の地図

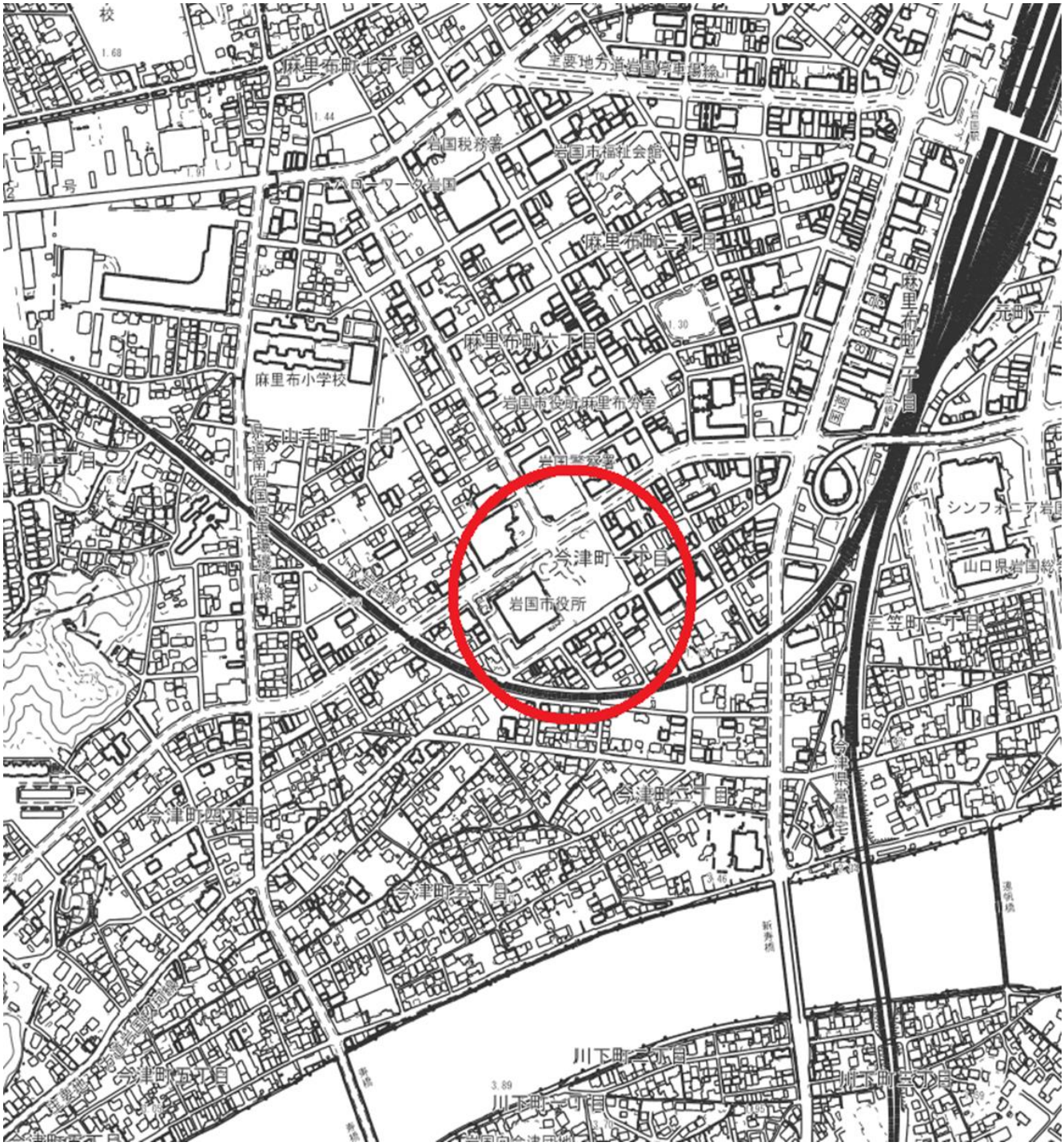

添付書類例　～　助成を受けようとする猫の一覧及び当該猫の写真

助成を受けようとする猫の一覧及び当該猫の写真		
1	性別 毛色 推定年齢 特徴 	
2	性別 毛色 推定年齢 特徴 	
3	性別 毛色 推定年齢 特徴 	
（裏面に続く）※有れば		

II 記入例（様式第４号）団体登録変更申請書

様式第４号（第５条関係）

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（宛先）
岩国市長　様

団　体　名　岩国ＴＮＲ活動団体
代表者住所　岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
氏　　名　岩国　太郎
電 話 番 号　0827-29-5100

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録変更申請書

令和 〇 年 〇 月 〇 日付け第 〇〇 号で団体登録を受けた内容について、次のとおり変更申請します。

変更内容

変更前	例１　活動地域を変更する場合 活動予定地域（実施予定匹数）　今津町　４匹 例２　助成を受けようとする猫を変更する場合 活動予定地域（実施予定匹数）　今津町　４匹
変更後	例１　活動地域を変更する場合 活動予定地域（実施予定匹数）　麻里布町　６匹 例２　助成を受けようとする猫を変更する場合 活動予定地域（実施予定匹数）　今津町　６匹

※　活動予定地域を変更する場合、変更後の活動予定地域の地図、助成を受けようとする猫の一覧及び当該猫の写真を添付してください。
※　助成を受けようとする猫を変更する場合、変更後の助成を受けようとする猫の一覧及び当該猫の写真を添付してください。

Ⅲ 記入例（様式第６号）交付申請書兼請求書

様式第６号（第８条関係）

令和　〇　年　〇　月　〇　日

（宛先）
岩国市長　様

申請者　団　体　名　岩国ＴＮＲ活動団体
代表者住所　岩国市今津町一丁目 14 番 51 号
氏　　名　岩国　太郎
電 話 番 号　0827-29-5100

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書兼請求書

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金の交付を受けたいので、次のとおり申請し、請求します。

	手術実施数	手術経費	交付申請額
雌（不妊手術）	3　件	65,000　円	60,000　円
雄（去勢手術）	1　件	15,000　円	10,000　円
合計	4　件	80,000　円	70,000　円

※　交付申請額は、１件につき手術に要する経費の実支出額とし、不妊手術２万円、去勢手術１万円を上限とします。

添付書類

⑴　指定獣医師が発行した助成対象手術に要する経費の支出を証する書類の写し（団体名・手術費・手術内容・手術件数が記載されたもの）
※　複数の手術が１枚の領収書になっている場合は、１件ごとの手術費などの内訳が分かる記載が必要です。
⑵　手術を実施した猫の一覧及び当該猫の写真
⑶　相手方登録申出書
⑷　その他市長が必要と認める書類

別紙

手術を実施した猫の内訳

領収書番号	猫の一覧番号	性別	推定年齢	毛色	手術日	手術経費	交付申請額
1	2	雌・雄	1歳	黒	R〇年〇月〇日	21,000円	20,000 円
2	4	雌・雄	3歳	白	R〇年〇月〇日	21,000円	20,000 円
3	1	雌・雄	2歳	茶	R〇年〇月〇日	15,000円	10,000 円
4	3	雌・雄	6か月	白	R〇年〇月〇日	23,000円	20,000 円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
		雌・雄			年　月　日	円	円
計	—	—	—	—	—	80,000円	70,000 円

※　添付する領収書に番号を振り、領収書番号として下さい。

※　猫の一覧番号は、団体登録申請書に添付した助成を受けようとする猫の一覧の番号を記入してください。

4　要綱

岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、動物の愛護及び管理に関する法律（昭和 48 年法律第 105 号）の趣旨に基づき、飼い主のいない猫による生活環境への被害の軽減と猫の殺処分数の削減を図るとともに、動物の愛護を啓発し、飼い主のいない猫の増加の抑制を図り、人と猫との共生社会の実現と市民の生活環境の保全に寄与するため、ＴＮＲ活動を行う団体に対し、予算の範囲内において岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金（以下「助成金」という。）を交付することについて、岩国市補助金等交付規則（平成 18 年規則第 53 号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　飼い主のいない猫　市内に生息し、生息地域の住民が飼い主のいない猫として共通の認識を持っている猫をいう。

⑵　ＴＮＲ活動　飼い主のいない猫を捕獲器等で保護（Ｔｒａｐ）し、不妊手術又は去勢手術（Ｎｅｕｔｅｒ）を受けさせ、元の生息場所に戻す（Ｒｅｔｕｒｎ）活動をいう。

⑶　不妊手術　雌猫の卵巣又は卵巣及び子宮の摘出手術をいう。

⑷　去勢手術　雄猫の精巣の摘出手術をいう。

⑸　手術　不妊手術又は去勢手術をいう。

⑹　指定獣医師　獣医師法（昭和 24 年法律第 186 号）第３条に規定する免許を受けている者であって、原則、市内の動物病院に所属するものをいう。

⑺　Ｖ字カット　再手術防止のため、片方の耳の先端をＶ字にカットする処置で、カット部分の長さを１センチメートル程度とし、雄猫にあっては右耳に、雌猫にあっては左耳に行うものをいう。

⑻　団体登録　ＴＮＲ活動を行う団体が助成金の交付を受けるために事前に行う登録をいう。

⑼　登録団体　団体登録を受けた団体をいう。

（助成対象猫及び助成対象手術）

第３条　助成の対象となる猫（以下「助成対象猫」という。）は、飼い主のいない猫のうち次に掲げる要件を満たす猫とする。

⑴　原則、外見上健康であり、かつ、生後約６か月以上であると認められること。

⑵　登録団体の事業実施計画にて助成を受けようとする猫としていること。

２　助成の対象となる手術（以下「助成対象手術」という。）は、助成対象猫に対し指定獣医師において実施する手術とし、当該手術に加えてＶ字カットを行うものとする。

（助成対象団体）

第４条　助成金の交付の対象となる団体は、登録団体とする。

（団体登録）

第５条　団体登録を受けようとする団体が申請のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録申請書（様式第１号。以下「団体登録申請書」という。）

⑵　活動予定地域の地図

⑶　助成を受けようとする猫の一覧（任意の様式で番号が振られているもの）及び当該猫の写真（１匹につき１枚）

⑷　誓約書（様式第２号）

２　市長は、前項の書類の提出があった場合において、その内容を審査し、団体が次に掲げる要件を全て満たすと認めたときは、団体登録を行い、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録通知書（様式第３号。以下「団体登録通知書」という。）により申請をした団体に通知するものとする。

⑴　団体の代表者が市内に住所を有していること。

⑵　団体の代表者が市税を滞納していないこと。

⑶　営利を目的としていないこと。

⑷　代表者を含め２人以上の団体で、代表者が他の登録団体の代表者ではないこと。

⑸　団体の活動記録及び会計帳簿を記載したものを適切に保管し、市から提示を求められた場合は開示できること。

⑹　動物の愛護及び管理に関する法律等の関係法令を遵守していること。

⑺　ＴＮＲ活動を実施する際に次に掲げる事項を適切に実施できる団体であること。

ア　猫を保護する前に生息地域の住民に対して事前に周知を行うこと。

イ　猫の保護を適切に行い、猫に危害が生じないよう最善の注意を払うこと。

ウ　手術済の猫を元の生息地域に戻すこと。

エ　地域住民等との間に問題が発生した場合又は第三者に損害を生じさせた場合は、代表者の責任において問題を解決すること。

⑻　代表者及び構成員が岩国市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 号）に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

３　団体登録の期間（以下「登録期間」という。）は、登録を受けた日から登録を受けた日の属する年度の末日までとする。

４　市長は、登録団体に対し、団体登録申請書の内容に変更が生じたときは、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録変更申請書（様式第４号）を提出するよう求めるものとする。

５　市長は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付対象団体登録変更通知書（様式第５号）により申請をした登録団体に通知するものとする。

６　市長は、登録団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、団体登録を取り消すことができる。

⑴　不正な手段等により団体登録を受けたとき。

⑵　第２項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。

⑶　その他市長が必要と認めたとき。

（手術の実施）

第６条　市長は、登録団体に対し、登録期間内に団体登録通知書を指定獣医師に提示の上、助成対象手術を受けさせるよう求めるものとする。

（助成金の額）

第７条　助成金の額は、助成対象手術に要する経費（指定獣医師が手術の際に必要な経費と認めるものを含む。）の実支出額とする。ただし、次の各号に掲げる助成対象手術の区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

⑴　不妊手術（耳のＶ字カットに要する費用を含む。）　２万円

⑵　去勢手術（耳のＶ字カットに要する費用を含む。）　１万円

（交付申請）

第８条　助成金の交付を受けようとする登録団体（以下「申請者」という。）が助成金の交付の申請（以下「交付申請」という。）のために市長に提出する書類は、次のとおりとする。

⑴　岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付申請書兼請求書（様式第６号。以下「申請書」という。）

⑵　指定獣医師が発行した助成対象手術に要する経費の支出を証する書類の写し

⑶　手術を実施した猫の一覧及び当該猫の写真

⑷　相手方登録申出書

⑸　その他市長が特に必要と認める書類

２　交付申請は、同一団体通算で１会計年度につき、１回を限度とする。ただし、活動地域での活動を完了し、団体登録を変更した場合は、この限りでない。

３　交付申請の期間は、登録期間の末日までとする。

（交付の決定及び額の確定）

第９条　市長は、前条の交付申請があった場合において、その内容を審査し、適当であると認めたときは、助成金の交付の決定（以下「交付決定」という。）及び額の確定をし、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定及び額の確定通知書（様式第７号）により申請者に通知するものとする。

２　市長は、助成金の交付が適当でないと認めたときは、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金不交付決定通知書（様式第８号）により申請者に通知するものとする。

３　第１項の交付決定は、交付申請があった日の属する年度の予算の範囲内において行うものとし、申請額の総額が、当該年度の予算を超えた場合にあっては、原則、申請書を受理した順及び手術を実施した猫の一覧順に交付決定を行うものとする。

（助成金の交付）

第 10 条　市長は、前条第１項の規定により交付決定をした者に対し、同項の規定により額の確定をした金額を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第 11 条　規則第 18 条の規定による交付決定の取消しに使用する書類は、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金交付決定取消通知書（様式第９号）とする。

（助成金の返還）

第 12 条　規則第 19 条の規定による助成金の返還命令に使用する書類は、岩国市ＴＮＲ活動に係る猫の不妊・去勢手術費助成金返還命令書（様式第 10 号）とする。

（その他）

第 13 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。

5　問い合わせ先

岩国市内動物病院一覧

動物病院名	所在地	電話番号
赤岸犬猫病院	山手町二丁目 1 番 15 号	(0827)21-0443
河上動物病院	昭和町一丁目 4 番 3 号	(0827)21-6326
キャロット動物病院	南岩国町一丁目 14 番 40 号	(0827)32-7787
グリーン動物病院	海土路町二丁目 4 番 15-3 号	(0827)32-4970
神田獣医科	美川町小川市ヶ原 1387	(0827)76-0208
竹田動物病院	周東町西長野 153 番地 5	(0827)84-4077
なつめ動物診療所	今津町一丁目 6 番 22 号	(0827)93-2915
西野動物病院	今津町二丁目 9 番 1 号	(0827)24-0701
のじま動物病院	関戸 1020 番地 2	(0827)43-0298
ふじしま動物病院	門前町二丁目 30 番 13 号	(0827)35-6256
みさお動物病院	山手町三丁目 2 番 12 号	(0827)24-1217
森﨑動物病院	中津町三丁目 9 番 19 号	(0827)29-2345

申請窓口

市役所名	所在地	電話番号
岩国市役所　環境政策課	今津町一丁目 14 番 51 号	(0827)29-5100
由宇総合支所　市民福祉課	由宇町中央一丁目 1 番 10 号	(0827)63-1112
周東総合支所　市民福祉課	周東町下久原 1208 番地 1	(0827)84-1112
玖珂支所　市民税務班	玖珂町 4933 番地 2	(0827)82-2511
錦総合支所　市民福祉課	錦町広瀬 12 番地 8	(0827)72-2112
美和総合支所　市民福祉課	美和町生見 12126 番地	(0827)96-1113